

招集期日 平成23年10月25日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第4委員会室

開 会 10月25日(火曜日)午後 1時30分

閉 会 10月25日(火曜日)午後 4時38分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	鹿 山 明 美	沼 井 俊 明

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時30分）

委員長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めさせていただきます。

本日は、1、今後の検討課題についてを議題といたします。

まず、前回の委員会で継続課題となっている項目から協議していただきたいと思います。

初めに、費用弁償の条例改正時期についてですが、前回の委員会では、12月に改正する場合と3月に改正する場合のメリット、デメリットを再検討してから改正時期を決定することとさせていただきますので、お手元に説明資料を配付させていただきました。この件について、資料1について事務局から説明をお願いいたします。

高山主幹。

議会事務局主幹 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、12月に改正する案と3月に改正する案の概略としましては、まず12月の改正というのは、12月議会で条例改正をいたしまして、当然平成24年度当初予算に会議出席分の費用弁償を盛り込まないという案でございます。

それから、②といたしまして、3月の改正案といたしましては、24年度当初予算にはまだ条例改正していない段階で予算見積もりをしなければならない関係上、費用弁償を盛り込みつつ、3月議会で条例改正する。議決、施行された場合には、予算現額を6月または9月の補正予算で減額補正するという流れになるものでございます。

メリット、デメリットとしましては、そこに表という形で掲げさせていただきましたが、言い足りない部分がありましたらつけ加えていただければと思います。

まず、12月改正案のほうから説明いたしますと、当然当初予算から約100万円の金額を削減できるということで予算の有効活用が図れるのかなというメリットがございます。それから、デメリットとしましては、12月の条例改正をしながらも施行を4月1日とする、約3カ月ぐらいの空間ができてしまうわけですが、そういったことの相応の理由が見当たらないのではないかという懸念がございますということでございます。

それから、3月改正案につきましては、メリットといたしましては、今の12月改正案のデメリットとちょっと対になるような内容ではございますけれども、議員の労働条件とも言えるのではないかと、そういった内容ですので、全議員の22名の合意形成が必要であろうということで、事を急がずに熟慮、いろいろ検討の結果こうなったのだよという期間を、熟

慮の期間を得られるというメリットがあるのではないかとということが考えられます。それからもう一つ、翌年度になりますけれども、補正予算で減額することにより削減効果、約100万円程度だとは思いますが、そういった削減効果が目に見えてあらわれるのではないかとこのところがございます。それから、デメリットにつきましては、これは12月改正案のメリットと逆の形になるかと思うのですけれども、当初予算に盛り込む必要があるので補正予算で減額しなければならない、ということは結果的には執行できない、執行する予定がないといえますか、執行できない予算を当初予算に盛り込まなければならないということがデメリットではないかとこのことで列挙させていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明を受けた改正時期について、各会派よりご意見をお願いしたいと思っております。

最初に、保守系クラブ。

小島委員。

小島委員 うちのほうではこの間、会派に持ち帰って皆さんと話し合いをさせていただきました結果、費用弁償廃止ということは決定をしております。それに関しまして、4月1日から廃止という方向のほうがいいのではないかとこのところまではっております。ですので、このメリット、デメリットを考えましても、一応私どもとしては、4月1日から施行するということが目的なので、3月改正案のほうがいいのかどうかはまだわかりませんが、一応4月1日からやるということでお願いをしたいと思っておりますので、それが決定のお話でございます。

横田委員 これは会派の完全な合意までちょっと至っていないのですけれども、やはりこの補正の減額をしてこれだけ約100万円ということがはっきりわかったほうが良いという3月改正案のメリットのところ、保守系としてはほぼこっちのほうが良いのではないかとこの形で話はまとまりつつあるような状態です。

委員長 わかりました。

次、公明党さん、お願いします。

金澤委員 はい、金澤です。会派内で話し合わせていただいた結果、メリット、デメリットどちらもあるねということだったのですが、ただやっぱり市民の目から見たときに、もう既に……例えば3月議会でやったとしたら、実際にほとんどの多くの市民が知るのは5月1日号の議会だよりになるわけですよ。そうすると、その時点でもう4月から始めていますよというのを知らせるわけになるわけなのです。始まってしまっているものを知らせるのだったら、逆に12月議会で条例改正を可決させて、2月1日号で4月から始まりますというのを、1カ

月、2カ月、前もってお知らせをするというほうがいいのかというようなことになりましたので、12月と3月、さほど差はないといえば差はないのですが、市民の広報の手順を踏む、段階を踏むという点で、12月改正案のほうがいいだろうということでまとまりました。

以上です。

委員長 次に、日本共産党。

安道委員 うちの会派でも検討しまして、どちらというふうには大きくはこだわらない、皆さんの合意ができるころと、基本的にはこれは進めていくという姿勢の方向では変わりはないので、ただ日程的に見ると、12月改正というのはちょっと慌ただしいのではないかと、やっぱり3月改正で、後で補正でというふうな流れのほうが無理がないのではないかとというふうな声でした。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 私どものほうも、これは流れは決まっているので、テクニカルな話ですから、さほど強いこだわりがあるわけではないのですけれども、ただやっぱり執行する意思のないお金を枠でとってしまうということを、この厳しい財政状況の中で果たしてやっていいものなのかどうかという点が一つ。それとあと、これを言うとまたいろいろご意見出るのかもしれないけれども、費用弁償を廃止するということは、全国的には流れとして先に進んでいるところのほうが多いですから、お見受けするところ、余り華々しくやる話でもないだろうというふうに思うので、これはやるのだったらさっさとやってしまうほうがいいのかということですね。余りこれ、費用弁償やめましたとかと市民がワアッと拍手してくれるような話ではないと思います、正直言って。粛々とやっていくスタンスをとったほうがいいのかと思うので、12月で粛々と直したほうがいいのかという考えを持っています。ただ、テクニカルな話なので、合意がとれるところでやればいいのかと思います。ただ、うちの意向としては、12月のほうに傾いているということで申し上げておきます。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

いろいろ意見出ましたが、それぞれまだまちまちですので、もう一度考えていただく方向でやって、どうでしょうか。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 はい。

金澤委員 確かに、今ここに書いてある全議員の合意形成が必要とか、ちょっと時間がなくて慌ただしいのかもしれないという、おそれがあるということで、具体的などこうではないと思うのですけれども、その点でまず事務局側として、いろいろと条文の改正を含めた手続で、事

事務局側から見て、まだまだちょっと時間を要するという印象を持っているかどうか、その点をまず確認したいのですけれども。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 条例改正案文的にはそれほど難しい内容ではないので、まだまだ12月議会に提出するのは間に合うと思います。

以上です。

委員長 金澤委員。

金澤委員 そうすると、つまり事務局側の手続的にはさほど無理はないだろうと、あとは安道委員のほうもお話しされた、では議員側の合意形成がきちんと、最終結論が、みんなで「さあ、いっせのせ」だということの、もう一度最終確認が必要だろうということになるというふうに思うのです。そういう意味では、最終的に議長にお話をして、もう一回最後の最後で全協なら全協を開いて確認をしていくという手続をどこにおくかという形でなるのではないかと。前回はそれほど異論はなかったのですが、最終確認の皆さんにご同意いただけるかを一回持てればなど。それがだから11月中に持てないか、それとも来年の1月、2月になってしまうのかの差だけなのかなという気はするのですけれども、その点は皆さんいかがですか。

委員長 どうでしょうか。その辺のところ。ゆっくりやるのだと、12月議会の全協か何かやって、それで3月改正とか、そういう方向も一つだし、途中で全協をやるとなると、11月とかそういう時期に別にやるかどうか、その辺の流れがあると思いますが。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 これは確かに手続的には今おっしゃったように、そんなに時間かからないかもしれませんが、これは議員全員のことに関する報酬のことですので、みんなの合意が得られる、別に華々しくやりましたということをも市民に訴えるためというよりも、今年度の終わりまでにはきっちりやるということで、うちのほうの会派でも、そんなお話でいったらというのがうちのほうの、10人いる会派のほうでは話が出ておりました。これをすぐに急いでやらなくてもというか、確かに今、廃止の方向で全国的にはいっていますけれども、半分ぐらいの議会はまだまだ今と同じようですし、報酬出ていますし、それから入間市議会といたしましても3,000円から1,000円というふうに段階的にはちゃんとそれぞれその場で合った金額に減らしていっている中で今回決めるわけですから、私はそんなに急がなくて、やっぱり全議員が気持ちよくというか、合意を得てからやったほうがいいのではないのかなと思っています。ですから、3月でも十分いいのではないのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

山本委員。

山本委員 おっしゃることはよくわかるのです。それはお金に係る話だから丁寧に詰んだほうがいいと思います。一番早いパターンでいくとすると、恐らく11月24日あたりが招集でしょう、招集日に全協開くわけだから、通年でいけば、そこでやって最終日に追加上程するぐらいのスケジュール感を持つのが一番早いパターンでしょうね、多分。さすがにもうぶら下げてから、上程してから全協かけるという、これはちょっと怒る人出てくるだろうから、初日の全協で皆さんにお諮りをして、合意がとれたということが確認できたら、最終日に追加で上げて決めていくというのが一番早いパターンでしょうね。そこを逃せば、あともう臨時会開くか3月かという話になってしまうので、どちらかという話になるのだと思うのですが、合意がとれるところでやればいいのではないですか。うちは早いほうがいいとは思いますが、おっしゃるとおり、みんなが合意できる場所で、手戻りなく動けるタイミングがもっと遅いのだったら、それでいいのかもしれませんが。一番早いパターンだったらそんな感じになるのかなという印象を持ちました。

委員長 わかりました。

ほかにございますか。

結論からいけば、もうやめる方向で決まっているのだから、そんなにどうのこうのすることなく進んでいけばいいのではないかというふうな話だと思うので、その辺のところ、ゆっくり進む方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔(いいです) と言う人あり〕

委員長 特に異存がなければ、正直なところ、まだ議長のほうに、前回上がった、議長も忙しかったので、結論について、報告会というのですか、あれはやっていないので、またその辺のところもありますので、もうちょっと時間を持たせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山本委員、どうぞ。

山本委員 24日ですか、来月の、初日の時点の全協の様子を見て決めればいい話なのではないのですか。みんながそれでいいと言うのだったら12月に出せばいいわけですから、そこで全協でまず諮っていただいて、やっぱり合意が難しい方がおったという話だったらまた考えた方がいい話でしょう。そうしたら必然的にその期では出せないわけだから。まず、もむ機会をつくらないと多分、最初から3月と決めてしまうのもちょっとあれのような気するので、一回12月の冒頭か、その前でも結構ですけども、一度全員でもむ場つくってくださいよ。そのまとまりぐあい見て決めたらよろしいのと違いますか。さっさとやれるのだったら、さっさとやったらいいし、3月までもうちょっともんだほうがいいのだったらそうしたらいいと思うので。ちょっとその辺、お願いできればと思いますけれども。

委員長 わかりました。いろいろの折衷案が出たようですので、その辺のところ、進む方向でやら

せていただくということよろしいでしょうか。

〔(質問。具体的にどうということ) と言う人あり〕

委員長 具体的に、12月に全協か何かできればどうかなという……

〔(冒頭にね) と言う人あり〕

委員長 冒頭にね。それで、そのやり方として、さっき話したように、はっきりわかるような形でやるとなると、補正をやる、3月の第2案、3月改正案、それでいやもっと早くどうせならやるのだったらやっつけてしまえばということなら12月改正案、そういうふうな2つの方向だろうと思いますので。よろしいでしょうか。

それでは、はっきり、あれそれで指示だけでわからないので、わかるように、そういうふうなことで進めたいと思います。

はい、どうぞ。

高山主幹。

議会事務局主幹 今回の12月改正にするか3月改正にするかは別として、改正案文としては全く同様の内容になるかと思えます。案文が私のほうででき次第、この場で、最終的には議運で提出……ではない、費用弁償ですから議員提出議案という形になるかと思うのですけれども、議会改革である程度案文のほうもチェックしていただければ私のほうとしてはうれしいのですけれども、いかがいたしましょうか。

委員長 そういう方向でよろしいですか。そういう方向というと今、高山主幹に議案のほうはつくっていただいて、事務局で原案はつくっていただいて、この会議で審議をすると。その次の段階として、それは議運にかけてあれになってくるわけですよ。その辺は。

高山主幹。

議会事務局主幹 ただ、議会運営に関する事項ではないので、流れ的には全員協議会で決めていただくのが今ワンステップあるのですけれども、代表者会議の了解を、通常ですと代表者会議で了解を得て、では提案者を議運の委員長にして、賛成者はローテーションの持ち回りの方でやりましょうとかという形で決めて、それを議運に持って行って議運で、これは日程の案件という形で決定いただくというような流れになるかと思えます。

委員長 ということですが、よろしいでしょうか。何か質問があれば。別にないですか。

では、そういうふうな、今言われたような代表者会議、議運の、提出者は委員長になるか、その辺は代表者会議のほうで決定しながら進めていくというふうな内容ですね。

高山主幹、どうぞ。

議会事務局主幹 そういう流れの中で、前提として先にこの議会改革特別委員会の中で内容を決めていただければ、その後の流れがスムーズにいくのかなと思っております。

以上です。

委員長 わかりました。

それでは、皆さんも同意していただけると思いますが、改革委員会の中で案文については審議していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。金澤委員。

金澤委員 日程は、次の11月8日にということで理解していいのですか。

委員長 高山主幹、どうぞ。

議会事務局主幹 8日に間に合うように努力いたします。もし間に合わなければ、その次ということで。あっ、その次では間に合わないのだ……。

〔(間に合わない) と言う人あり〕

議会事務局主幹 では、8日に。次回ですね。出せると思います。

委員長 わかりました。

ほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 よろしいですか。はい。

それでは進んでいきたいと思えます。

次に、委員会の審査日程についてですが、この件については中期・長期の検討内容である常任委員会の所管がえと並行して協議する必要もあるとの意見が出たことや、所管する部局が決定されていないまま日程案について協議を実施することは難しいと思われるので、審査日程については案の説明を受けるまでにとどめ、委員会の所管がえについての意見交換を実施したいと思えますが、いかがでしょうか。

審査日程の日程についてはひとまず置いておいて、それで所管がえについて皆さんのご意見を聞くということで。

山本委員。

山本委員 要するに委員長がおっしゃりたいのは、所管の問題を解決してから、全体の事務量を見てその審査の日程部分について検討されたいというステップを踏みたいということですね。

委員長 そういうことです。

山本委員 それで結構です。

委員長 内容的にはそういうことです。所管がえがわからないと、そのボリュームも決まってこないで、審査日程もそれに合わせて考えていこうということですから。

所管がえについては、事務局より資料2について説明をお願いしたいと思います。

議会事務局主幹 こちらの日程につきましては、前回3案ぐらいつくっていると、お示しをさせていただきたいということで今回提出させていただきました。一番左側が現行、真ん中がA案という形で、福祉、総務、都市経済の順です。これ、前回の委員会、金澤委員さんのほうでご

提案いただいたタイプでございます。B案といたしまして、福祉、都市経済、総務の順ということで、B案ということですが、これは山本委員さんのほうがご提案なされた形でございます。C案ということで、当初事務局のほうから出させていただいた案ということで、この3案を資料2という形で今回提出させていただきました。

日程案については以上でございます。

委員長　それでは、次に常任委員会の所管がえについて、各会派にご意見をお願いしたいと思います。

ワークシートでいくと、ページ38、39ページですか。所管がえについては、資料3の行政機構図（案）を参考にしてご意見をお願いしたいと思います。

これで、事務局で説明するところある、どこかがこうなったというのは。

玉井主幹。

議会事務局主幹　資料3にもございますように、24年から28年度、機構図（案）ということで、現状と違うのは、区画整理部と建設部、これは都市建設部になると思うのですが、そちら以外は変わらないということでございます。

以上です。

〔(男女共同参画が変わったんじゃないのか) と言う人あり〕

委員長　男女共同参画が、企画から自治文化課へ。

議会事務局主幹　はい。自治文化課へ移管になっております。

委員長　一応、保守系から。

横田委員。

横田委員　保守系クラブといたしましては、所管がえということで、福祉教育のところが多ということなので、今、市民部が福祉教育ですよ、そこを総務の常任委員会のほうで扱ったらいいのではないのかなということで、保守系のほうの提案、まとまっていますというか、提案させていただきます。

委員長　市民部が……

横田委員　総務常任委員会が所管するということですね。そうすれば、大体バランスがとれるのではないかというふうに計算しているのですけれども。

委員長　公明党さんは。

金澤委員　今の横田委員がお話しされたのと結果的には同じなのですが、一つつけ加えさせていただくと、総務常任委員会自体が、消防の広域化が行われた場合、消防部局が丸々抜ける形になりますので、そういう意味では総務常任委員会の審議のボリュームというのがかなり減るだろうと。そういう意味では、今現在の状況で消防の広域化そのものを公明党市議団として認めているとか、前提にするわけではないのですが、もしそれを仮に前提とするならば、都市

経済に持ってくるよりは、当然総務部に持ってきたほうが平準化という意味では望ましいだろうという状態です。

以上です。

委員長 共産党さんは。

安道委員 うちのほうでも、この課題については、やっぱり福祉教育は市民部があり、今までちょっとボリュームがあったというふうなことでいうと、やはり市民部を総務のほうに移動させるというのが自然かなというふうなことで、そういうふうになりました。

委員長 ありがとうございます。

続いて、みらい市民クラブさん。

山本委員 うちのほうは以前、20年4月かな、試案ということで以前から紙を出させていただいて、2案ご用意した経緯があるのですよ。要は、一つの案は今皆さんから出ている市民部を総務委員会へ移すという案、もう一つの案としては教育委員会と選挙管理委員会を入れかえるという案で、2案ご用意した経緯があるのですが、それを言えばいいのかな……要は福祉教育委員会の所管は縮小の方向で見直したほうがいいし、あと選挙管理委員会の事務については市民部との結びつきが以前より大変強いというふうな指摘もありまして、これはセットにしたほうがいいだろうと、現状分かれているのですけれども、これはセットにしたほうがいいだろうということの問題意識で2案出させていただいたという経緯があります。

市民部を移すとすると、税務と保険税の収納とか、消防は事務組合出てしまうわけですがけれども、防災と消防だとか、関連する行政分野の統一は図られるし、選挙管理委員会とセットにすることができるという部分。あと出ていましたけれども、総務委員会が現在特別会計一本も持っていないという状況の中で、市民部を移せば、国民健康保険の会計は総務委員会の所管に移るということで、審査の平準化という点でもメリットが大きいかなというふうに考えています。

あとは教育委員会と入れかえるという案も考えたのですけれども、合意がとれるところで、市民部を移すということで合意がとれるのであれば、それで進めばいいのではないのかなというふうに思っております。

委員長 結論とすると、教育委員会でなくて、市民部を総務部に持っていくという案で……

山本委員 そういう案もあると思います。

委員長 了承するというので。

ほかにご意見ありますか。

よろしいですか。割と簡単に決まりそうなのですからけれども。問題があるかないか。あれば、今のところ言っておいていただければ。

〔(じゃあ少しデメリットも分析したんで、いいですか) と言う人

あり]

委員長 どうぞ。

山本委員 2案つくったときに、デメリットってないのかなというので考えてみたのですけれども、市民部を移すということで考えたときに、国民健康保険の事業、特定健診の所管は健康福祉センターになるし、あと国保と関連する後期高齢者医療なんかは福祉部の所管になると、施策の連携って考えたときに分かれてしまうねという問題があるなというのは、自分が考えても出てきたということです。ただ、どこで割っても切れ目はできますので、それはまた違う形でカバーするようなのかなという考え方があるかなというふうに思います。教育委員会の話はもういいですね、そうしたら。そんな気がします。だから、どこで切ってもあれなので、最終的にまとまりがいいところで決めればよいと思います。

委員長 保険年金課と収税課とか、そういうのがちょっとね。

〔(出てきますから) と言う人あり〕

委員長 出てくるし。金銭的には総務でいいのかなと。今言われているように、内容的には健康福祉とかあると思いますけれども。

それでは、当委員会では、市民部を総務常任委員会に移したらどうかということでもよろしいでしょうか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 決定させていただいてね。

では、当委員会としては、市民部を総務常任委員会に移したらどうかということで決定させていただきます。

それを経た上で、審査日程のほうはいかがですか。

事務局で何かありますか。

高山主幹。

議会事務局主幹 問題点というほどのことではないのかもしれませんが、建設部と区画整理部につきましては都市経済常任委員会の所管の中の統合だけですので問題ないかと思えます。ただ、市民部を総務に持ってくるとなると、所管が移動してくる関係で、この程度の内容であればいいのかわかりませんが、委員さんの再編がもしかしら必要なのかどうかという懸念が若干、例えば大きな改革であれば、当然のごとく委員さんを変更させるということも入ってくるかと思うのです。ところが、この一部分だけをここに福祉教育から総務に移すというだけであれば、特に委員の編成がえは必要ないのかなとは思いますが、その辺もちょっと事務方で調べさせていただきたいかなと思うのですけれども。ただ、もし改正するとすれば、議員さんの任期からということであれば全然何にも問題なくクリアなので、その辺の改正時期も含めて検討していただく必要があるのかなということが

ちょっと念頭にありましたので、ちょっと申し述べさせていただきました。

以上でございます。

委員長 わかりました。今、事務局から話があった内容は、ここで市民部が動くということになると、委員の再編ということも考える内容が出てくるのかなということですよ。

〔(かどうか) と言う人あり〕

委員長 どうかということは、考えられることがあるかどうかということですね。

そうすると、市民部が総務常任委員会に移る時期はどうかと。では、この時期はどうかということ、皆さんのご意見を出していただければ。

山本委員。

山本委員 審査の平準化とか、委員会の活性化とかという観点でいくと、移管は早いほうがいい。できれば来年春からでも、本当ならもう次の定例会からやりたいぐらいのところなので、こちらとしては。合意のとれるところでやればいいとは思いますが、改選まで待つというのはちょっと遅いのかなという気がしています。結局それで25年の予算の審査まで今のままでやるのだということになってしまうと、ちょっとそれ大分先の話になってしまうよねというのはやっぱりあるので、できれば来年の予算審査ぐらいからは変えられるといいですねというのが本音の部分かな。それで、委員さんの配置の変更ということは、定数決まっているわけだから、入る人と出る人のマッチングが出なかったら移りたくても移れないわけですからね。各派に希望を聞いた上で入りと出が合うところでやるのだったら、それはそれで、閉会中だったら議長の許可でやれるのですから、議長の指名でやれるので、全部変えると決めてしまう必要もないだろうし、希望だけとってもらえたら、それでいいのではないですかね。事務局もおっしゃられたように、そんなに大きな所管変更ではないので、どうしてもあっちでもこうやりたいからあっちの委員会に移らないと十分しゃべれないとかというような話が出るともちょっと考えにくい部分もあろうかと思えますから、余り気にしないで進めると思うのですけれども、そちらはみんな全部、委員会委員出ているし。そんな気がします。

委員長 どうですか。

〔(保守系クラブでいつを念頭に置いているか) と言う人あり〕

委員長 時期的にはまだあれですか。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 うちのほうが提案しておいて、いつというのは決めていないのですが、とりあえず今、今までやってきた中での委員会の中のボリュームを考えたときのことで所管がえをということで提案させてもらったので、時期ということは、ちょっと持ち帰らせていただきたい。

委員長 そうですね。一応、この委員会の中では所管がえというのは、ボリュームを考えたときに、今の変更でいいだろうと。ただ、時期的なものが出てきたということで、これは持ち帰らせ

てほしいということなので、そういう方向でよろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 各会派で持って帰っていただいて、委員の再編とかそういうものもちょっと考えながら、ちょっと検討していただければと思います。事務局よりそういうふうな提案がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

確かに市民部の審議をするのが私の仕事の中にあるという委員さんがいたとすると、やっぱりそれができなくなるのでというふうなこともあるかもしれないです。

あと執行部のほうでは、うちのほうがこういうふうに変ったからといって、執行部のほうでどういうふうなご意見があるかどうかというのは特別は、議会のほうで考えればいいということで。何かあれば。

高山主幹。

議会事務局主幹 当然条例改正ということで議案として出すわけですから、執行部も当然そこでは承知する話になるわけですから、特に事前に執行部の意向を何うという内容ではないかと思ひます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

そういうふうな内容ですので、一応こういうふうな市民部が総務へ移ったらというのと、あとその時期、それについて各会派でまたお話をきていただきたいと思います。

それでは、その所管がえの後にそれをやりますか。先ほど資料2の。どうですか、これは。これはまだやってみていいですか。どうですか。ご意見があれば出していただいて。一応所管がえは終わりましたが。

はい、どうぞ。山本委員。

山本委員 今、資料の2で4案出ているのですけれども、予算と決算、特に予算なのですけれども、うち今、分割付託で、ちぎって全部の委員会に分けて投げているわけなのですけれども、その部分が変わるのであれば、うちもちょっと考えが変わるかもしれないというのは正直あるのですよ。分割付託を前提にすると、歳入を最後にしてくれというのは前回は申し上げたところなのですけれども、例えば予算の審査方法が変わることになれば、例えば予算委員会を置くとか、あるいは予算審査のための本会議を読会制で第2読会をずらっと1週間ぐらいやるとか、何か違う方法で予算を審査していただけるということであるならば、もう少しこの部分の順番という部分についてはうちはこうでなくなってくるのですけれども、予算を現状の分割付託のままでやるのであるならば、総務は最後にしてくださいというのは意向としてあるということはちょっと申し上げておきたいので、その辺の部分と絡めてやっていただけるかどうかですよね。一応その部分についてもこちらからご提起はさせていただきます。

るので、その辺ちょっとご配慮いただけるとありがたいなというふうに思いますけれども。

委員長 ありがとうございます。

今、新しいあれが出て、予算委員会とかそういうふうな、決算審査のあり方についても、それによってもまた違って来るから、その辺のところをというふうな話が出てきましたので、予算、決算審査のあり方というのはまだ先にありますので、この審査日程については、では現行のままでとりあえずは進んでいっていただいて、また内容が、予算、決算のあり方についての話の中で出てきた段階で、話し合っておくというふうなことでよろしいですか。

とりあえずは今のところ不都合というか、審査日の日程の組み方とか、委員長報告の大変さとかいろいろな点で話が出ている内容だとは思いますが。そういうふうな話も出てきていますので、どういたしましょうか。

山本委員。

山本委員 当面12月どうするという話に多分なるのですよ。12月の部分はせいぜい補正予算程度なので、うちとしても合理的なところでやってもらえたらいいと思います。ただ、次の3月の定例会、当初予算やるタイミングでどうするかという部分については、やっぱりちょっと一定の成果が出るような形でご議論が進んでいただくと大変ありがたいというふうに思っています。なので、12月は福祉を前に持ってくるということであれば、それはそれで調整がつくのだったらそれでやられたらいいと思うし、12月に関してはそんなに大きく動かさないのはこちらも承知しているので、当初予算の審査に当たってという部分でスケジュール感を持ってやっていただくと大変ありがたいというふうに思っています。

委員長 そういうふうなご意見が出ましたが、ほかでどうでしょうか。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 12月は今までどおりでも別に事務上の大変さというのは出ないということでしたよね、この間の話だと。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 そのとおりでございます。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 ということは、12月は今までどおりのことで、もうここまできていることですし、やったらどうでしょうかと思います。

委員長 そういう提案がありました。先ほども大体同じような内容だと思いますが、いかがでしょうか。その方向で、その方向というのは今までどおりということ。何かあれば。

〔(3月だって、じゃあこれまでどおりやるんでしょ)(というこ
とはこの間)(言ったですよ)という人あり〕

委員長 今の段階では。

玉井主幹。

議会事務局主幹 前回の委員会の中で、やっぱり日程のご議論をいただく中で、年間のスケジュールというのを決めさせていただいて、3月までは代表者なり全議員さんのほうで合意をいただいて決定されているので、次期の日程を組むときに考えましょうみたいな形でご決定されたとは思うのですけれども。

委員長 わかりました。

山本委員。

山本委員 私のほうの記憶違いだったのですね。申しわけないです。そうしたら、毎年あれ6月でしたっけ、次の1年分の予定が出てくるのは、6月の末の代表者でしたでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 11月の中旬から調整に入って、12月議会で年間の計画をご決定いただいているというようなスケジュールでございます。

委員長 山本委員。

山本委員 そうしたら、来年の3月の定例会はまだ白紙だったのですでしたっけ。何かもう日程が出ていたような気がしたのですけれども。今どこまで決まっていますか、そうしたら。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 ご決定いただいているのは、こちらにお示しさせていただいたとおり、3月議会まででご決定をいただいているところです。来年の3月。

委員長 山本委員。

山本委員 来年の6月からですね、動かせるのがね、最短で。そういうことになりますよね。うちは当初予算の審査の部分を中心に意識をさせてもらっているのですけれども、その次の25年の3月の議会というのは、これはもう改選直前で、4年前もたしか日程が非常にタイトで、たしか2日とれなかったのですよね、常任委員会の審査。そんな記憶がありますよ。何かもう日程上とれないとかという話だったはずなのですよ。上程が1カ月早くなるので、もう1月の末から動き始めて、2月の末ぐらいでたしか議会閉じて選挙になっていたはずですから。そういう過渡的なところからスタートになってしまうのですよねというところですよ。改選後まで待っていいのかという部分、なかなか難しいタイミングになるのだと思うのですけれども、うちの改選時期がちょうど3月の年度末ですから。その辺ちょっと皆さんでよくよくもみながら、どこかのタイミングでやらないと、なかなか。改選後まであと1年半送ってしまうのもちょっとどうかという気はするのですが、もう3月までは決まっているということですから、どこで動かすか。また、来年の決算審査はどうするのだという話もあろうかと思えますので、たしか一度はあらあら代表者かどこかで決めた記憶がありますけれども、それでいいのかどうかということも含めて、ある程度スケジュール感を持ってちょっとこの委

員会でもんでいただけたらという思いは持っていますので。急がないということでもありますので、どこかで審査の時間つくってください。

委員長 わかりました。来年は3月予算委員会だけれども、再来年は2月が予算委員会になってくる内容ですものね。選挙があるからね。

では、そういうふうなことで、ちょっと日程的に、12月の中旬に来年の議会は決定することなのであれなのですが、その辺のところをちょっとまた調整をさせていただきながら進めていきたいと思います。

〔(ここでいいですか、ちょっと) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 そうすると、ことしの結局11月から12月にかけて、24年度、つまり25年3月までの、正確には2月議会までの日程を決めるという話はわかったのですけれども、ではそれは基本的に代表者会議を通して議運でやるわけですよ、例年ね。それとこの議会改革特別委員会との整合性、マッチングというのは、議会改革とどのように折り合いをつけるのですか。

委員長 通常の日程の決め方は。

玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほど申しあげましたけれども、11月中旬ごろ、まず市長等の日程を見ながら素案を事務局で作成をいたします。その中で総括、例えばことしでいうと11月の29日に総括をやると思うのですけれども、その辺で議長さん、副議長さん、議会運営委員会の正副委員長さんのほうと調整をしながら、年間スケジュールを調整させていただくと。最終的には12月の一般質問中に市長のほうにできた案を報告をして、前段の決定事項としてお示しをするということ。個々については、開会前の議運ですか、そちらのほうでまた再度決定していただくというようなことが一連の流れになってございます。

以上です。

委員長 金澤委員。

金澤委員 そうすると、ここにいるメンバー全員が議運のメンバーではないわけだし、だから私が聞きたいのは、議会改革特別委員会で審査日程についても、最終的には決算、予算の審査のあり方まで含めて審議をしようとしているときに、ことしの、あと1カ月すると来年度の、実際に再来年の2月まで決めてしまおうと言っているわけでしょう。その整合性をどこでどうつけばいいのかということなのです。具体的に言うと、通常はさっき言ったように正副議長、正副の議運の委員長さんでたたき台を事務局とすり合わせしていたものの、その前段階か、その一緒の席にこの議会改革特別委員会が入るのか入らないのか、それをどうするかということを決めておかないと、もう時間ないですよ。もう間に合わないのか、どうするのか。そこだけでもきょう話し合っておかないとまずいと思うのですけれども。

委員長　　今、来年度に向けての予算、決算のあり方、それと当委員会のあり方についての整合性はどこに見つけるのかというふうな話が出たのですが、この点についてご意見があればお願いしたいと思うのですが。

山本委員。

山本委員　全部改選後まで送るのだったら別に整合性とらなくていいという話になるのだけれども、私どもの会派としては、少なくともこれできるだけ整合性をとって、できることは早くやっていったほうがいだろうというふうに思いますので、それでいくと来月の半ば、あと3週間ぐらいである程度、こちらの委員会としての意見をある程度まとめた上で、議会運営委員会との協議の場をつくらないといけないということになるのだと思いますね。どっちがどっちを呼んで、どっちの連合審査会でやるかはともかくとして、連合審査会が必要になるのではないですか。いずれにせよ、議運とのすり合わせの場、機関対機関としてのすり合わせの場を設けるしかないのだと思いますよ、これは。9人中六、七人までは委員一緒だから、あと何人かだけれども、人的な要素というよりは機関対機関の話だから、連合審査会をきちっと開いていただくのがいいのではないのでしょうか。開くためには、ちゃんとこちらとしての意見をまとめて持っていかないと、そこでまたばらばらな話になっても、それはおかしくなるので。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長　　はい、どうぞ。金澤委員。

金澤委員　要するに、日程的なものはかなりもう時間がないというのは皆さん多分認識は共通になったと思うのですけれども、ただ問題は、この議会改革特別委員会で、今3月の日程、所管がえ含めて、まだまだもんでいる途中なわけですよ。そうすると、予算特別委員会を立ち上げるか立ち上げないかについてもまだ審議もできていない状態で、来月の議運とのすり合わせに議会改革特別委員会として臨めるかというのはちょっと難しいなと。こういうことを、だって今、これから審議しようとしているときに、それをもう既に決定事項として審査日程に配慮してくださいというのが言えないのではないかなと。終わってれば、決まっていれば、この議会改革委員会としてクローズしていれば、こういうことを審議していますので、十分議運で配慮した上での審査日程組んでくださいというのは申し送りできるのだけれども、今の状態からすると厳しいなというのが自分の本音なのですけれども。できるだけ盛り込んで、早いところ議論を終結して申し送りしたいのですけれども。そういう意味からすると、今の段階で我々が決められたのは、先ほど言ったように、ほとんどの会派が市民部の所管がえは大体の方向は一致、時期は別にして、見ているけれども、それにしても時期は決まっていないわけだし、ことし11月の議運のほうの調整に入れられるかどうかというのは難しいのかなという気がしますけれども。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 もう一つ、予算も重要だから、これやりたいというの、これは私もわかるのですけれども、まだ一つもここでやっていないですよ。そうすると、持っていきようがない、まだ。だから、ちょっとここで12月に決めるときに、この委員会として提案事項を持っていくことはちょっと無理なのかなと。まだ全然もんでないし。もし予算の特別委員会なりつくるとすれば、まだそれが本当に必要かどうかとか、時期的なものかどうかとか、日程とかどうなのかという、もっと細かくやらなければいけないではないですか。でも、それも必要だとは思うのだけれども、ちょっと時間がない気がするのですけれども、今回。

委員長 金澤委員。

金澤委員 つけ加えると、そうすると、例えば最大限提案者の、提案していただいている会派なり個人の意見を尊重するならば、百歩譲って、そういう意見が議会改革特別委員会で提案が出ているので、では例えば来月の日程調整に当たっては、再来年の2月の委員会審査日程については白紙にしておいてくださいとか、または変更もあり得るということを前提にしておいてくださいという、そういう代表者会議を含めた取り決め、留保条件というのかな、をつけていただくのが限度なのかなという気がしますけれども。

委員長 日程を考えると、来年の3月の予算委員会ではちょっと無理なものね。再来年の、今言っているのは2月を、予算組むときに、この委員会の中で話がまとまって、日程とかいろいろな、予算も特別委員会でやるとか、今までどおりでやれば今までどおりのあれだけれども、その辺の話し合いもしないといけないから、再来年の2月あたりは何とかなる可能性はあるけれども、来年の3月はちょっと難しいという、具体的にね、考えた場合ね、日程的に。その辺の……

〔(予算が追いつかないもんね) という人あり〕

委員長 決算のほうもどうするか。今までの流れの中では、一番最初の年と一番最後の年は委員会でやるというふうな、中の2年は特別委員会でやるというふうな方向が出ているから、その方向でいくのか。その辺のところもありますよね。

山本委員。

山本委員 行政実例として、予算一体なので、分割付託自体が法に反するのではないかという行政実例があるのだそうですね。結局それがあって、あちこちの議会で今、予算審査や決算審査のやり方を抜本的に変えないといかぬとかというのでいろいろ試行錯誤されておられるというふう聞いています。やっぱり一体のものをちぎって投げるといふ、これは私の私的な見解だけれども、多分2000年の地方自治法の改正までは常任委員会の設置も人口段階ごとに数が決められていましたから、自由に委員会つくれなかったですからね、そのときの名残なのかなという気がするのですけれども、分割付託をして対応していたということがね。ただ、今

はもう委員会幾つつくったって構わないわけだし、常任委員会も複数、重層的に置いたって構わないわけですから、どこかで仕切り直しをしないといけないのだろうというふうに思うし、いろいろ考えていく中で、自分自身が動いていく中で、やっぱりもう分割付託やりにくいねという感想を持っているのは事実なのです。ただ、議事アジェンダの問題だからみんなだて決めないといけないというのがあるから、一存で突っ走るつもりは全くないのですけれども、ただきちっとわかりやすい形にできるだけ早く持っていけたらいいねというのは思いとしてはあります。ただ、おっしゃるとおり、もう改選のおしりが近づいている上に、年度最後まで日程を来月決めてしまうとかという話になるのだとしたら、もうちょっと長いスパンで考えないとかぬのかなんていう気もするのですけれども。気持ちとしては、早いこと何とか動かしたら、皆さんのご同意あって動かしたらいいなと思うのだけれども。やっぱりちょっと行政実例上違法と言われてしまうと、ちょっとつらいなというのは正直なところあるような気がします。可能なところで、違う形でやれたらいいと思うのですけれども。いずれにせよ、合理的なところでないとできませんから、どこか皆さんの、よくもんでいただいでやっていただけたらなと思いますけれども。

委員長 山本委員の言っている内容で、自分なりに解釈して話をすれば、今Aの委員会では議決してしまっていて、それでBの委員会に変更の議決があったときに、この差はどうするのだというふうなことは、これは一括した議会で行っていく場合には変更ができるけれども、委員会ごとの分かれているような委員会ではちょっとそれができない、それが違法かどうかはわからないのですけれども、違法性があるのかなんとか、それはわからないのですけれども、変更する場合にはそういうふうな問題も起こるということを言っている内容だと思うのですけれども。とりあえずは今のところはそこまで考えていない形もありますし、イギリスのように一括して本会議で全部予算をやったらどうかというふうな考えもあるようですし、いろいろですからあれなのですけれども、とりあえず今、具体的な話の中では、来年の予算をどうするかというところあたりがこの委員会では今焦点になってくるのかなという気がしますけれども、金澤委員の言われたように、その辺に焦点を当てながら、この委員会も進んでいくということで、できれば、再来年の2月の予算の内容については、日程的には決めておいていただいても、それは特別委員会でやるのか、委員会ごとに分かれてやるのか、それはもうちょっと話し合った中で日程調整を進められるような状態にしておいてほしいというふうな内容です。そういうふうなことで一応は皆さんに話して、会派のほうでもその辺のところをちょっと皆さんで話し合っておいていただければどうかなという気がします。あと議長のほうにもちょっとその辺のところの内容についても相談させていただきたいと思います。

来年から再来年に向けての日程が組まれるということなので、ちょっと急がなければなら

ないかなという気もしますが、いろいろそれなりに皆さんの重要な話なので、順次慎重に進めながらやっていきたいと思えます。ご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

そうすると、日程については、どっちにしろ現在のままで今のところでは進んでいくということでもいいですかね、この委員会としては。その中では1点決まったのは、市民部を総務に持っていったらどうかと。あとその時期はどうなのか、皆さんで各会派で検討してきていただくということですね。ということまでだと思ひのですがね。

いいですか。何かあれば。

〔(いいですかね) と言う人あり〕

委員長 どうぞ。

金澤委員 要するに来年の3月議会で予算を各常任委員会で審議しますよね、分割。そうすると、その後、6月議会以降、補正予算云々が出てきたら、つまり来年の、例えば仮に来年の春から、では市民部所管がえするとしたら、それこそ予算を審議した委員がかわってしまうわけですよ。そうすると、やっぱり継続性という意味からすると、3月の予算を審議した委員がきちんとやっぱり引き続き補正まで含めて対応するというのが望ましいのかなという、ちょっとその前に、来年の春からというのはちょっと切り口としては難しいのかなという気がしますが、それが改選後というのであれば、これはもう全く変わる可能性もあるわけですから、これはしょうがないという一つの考え方があると思ひますが、それはちょっと参考に、そういう意見もあるということをご参考にしていただければなというふうに思ひます。

委員長 今、金澤委員の言ったように、意見としてね、2年間継続でやるということだから、市民部が動いた程度ではそれほど差しさわりはないだろうから、継続して予算を決めた委員が、来年の春、3月に決めた委員がその先も任期までやったらどうかという話でしょう。

金澤委員 いや、違う違う、違う。

委員長 違う……ごめんなさい。

金澤委員 では、もう一度、誤解があっても。つまり所管がえ自体を来年の春からにしてしまうと、3月のときに1年間の市民部の予算を審議した人が、その補正、あくまでも補正というのは予算に対しての補正なわけだから、継続性という意味からすると、4月以降で切ってしまうというのはちょっと難しくなるのではないですかと言ひているわけ。だから、所管がえはもうちょっと先になってしまうのかなという、したほうがいいのかもわからないなということをご私はちょっと意見として。

委員長 来年の4月からということではなくね。

金澤委員 そうそう。

委員長 任期がえまでそのままいって。

金澤委員 当然メリット、デメリットはあると思ひますけれどもね。

委員長 焦らず、じっくりと、慎重に。

金澤委員 そういうつもりではないんだけど。あくまでも意見。

〔(それも参考に……) と言う人あり〕

委員長 慎重に審議してきていただきたいと思います。

いいですか、それで。次に進んでよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 次に、常任委員会、特別委員会の議事録ホームページ公開についてですが、前回の委員会では公開にかかる経費を確認し、公開方法等について協議するとされましたので、お手元に事務局が作成した資料4を配付させていただきました。この件について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

高山主幹。

議会事務局主幹 では、前回の課題を受けまして、資料4として試算をしてみました。委員会会議録ホームページ公開を現行本会議でやっているシステムと同じ会議録検索システムで運用した場合の経費の試算ということで、まず常任委員会につきましては、今年度の実績あるいは前年度の実績から、ページ数がおおむね350、50、100、100と、非常に大ざっぱな数字で大変恐縮ですけれども、概算見積もりました。それから、特別委員会につきましては、決算特別委員会は前年度実績から460ページぐらいだろうと、それから議会改革につきましては1回当たり30ページ見当、大体1時間で15ページぐらいかなという平均的な部分がございます、30ページ見当で、それを24回やった場合には720ページと、基地・交通につきましては30ページ掛ける4回ということでそれぞれ120ページ、それを合計いたしますと2,020ページで、これを業者委託でホームページのほうの会議録検索システムにデータを落とし込む作業が生じるわけですけれども、その作業賃といたしまして、1ページ当たり300円という見積もりのもとに計算しますと、63万6,300円という形になります。

それから、米印でちょっと書いたのですけれども、初期設定費用、それからその後のランニングコスト、維持管理費用、これにつきましては、現行の会議録検索システム、こちらの年間サポートで委託しておりますので、その範囲内という形で見積もるとするか、その範囲内をお願い、もしやるとしてもお願いすべきかなと思っておりますところでございますので、特にその部分の費用積算はしておりません。

それから、もう一つつけ加えますと、これに議会運営委員会は入れてございません。議会運営委員会につきましては、現行業者委託の会議録という形はつくっておりませんで、書記のほうで、基本的には要点筆記という形で議事録をつくっております。そんな関係もございまして、特に試算には入れていないのですけれども、もしそれもやるとすれば、当然63万6,300円プラスアルファという部分で生じてくるという形になります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

この資料について、何かご質問があればお願いしたいと思います。

金澤委員。

金澤委員 これはあくまでも前回言ったようにPDFレベルではなくて、きちんと今と同じような単語なら単語で追っかけられるシステムだというふうに理解しているのですが、本会議の今の現状の年間予算は幾らですか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 年間サポート費用としまして、たしかおおむね43万程度ですか。いわゆるいろいろ日々のサポートを受けておりますけれども、そういった部分と維持管理費用、これが会議録検索システムのランニングコスト。それとは別に、本会議のデータ落とし込み、会議録検索システムへのデータ落とし込み作業賃として1ページ当たり、現行では実は200円税抜き。それはなぜかという、B5判のときの費用で、A4判に変えたのが実は今年度からということで、それをB5判をA4判の文字数にしますと、もうちょっと300よりいくわけなのですけれども、300円ぐらいで大丈夫だろうという試算でございまして、現行でいきますと300円程度で、本会議のほうが年間……ちよつとごめんなさい、予算書持ってきてなくて。要は300円掛けるページ数というような形で……

委員長 ざつと幾ら。

議会事務局主幹 申しわけございません。ちよつと……

委員長 はっきりしないようだったら、また。

議会事務局主幹 もし後ほどでよければ、すぐ持ってきますけれども。

委員長 後ほどお願いしたいと思います。

〔(はい、わかりました) と言う人あり〕

委員長 いいですか。

そうすると、結構かかる内容、本会議と今、ざっくり言って50万とすると、それなりにページ数はあるのかなという感じがしますが。

ご意見、質問等あればお願いしたいと思います。

山本委員。

山本委員 費用弁償をやめる分でカバーできますね、ほとんどね。結構1ページ単価でかかるのだなというのはわかりましたので、あとはそれは最後、財布と相談になるのだろうというふうな感想は持つのですが、ただやっぱり市民に対する情報公開の充実という部分で考えていくと、一定かかるものはかかるので、ここをけちったらいかぬなという印象はあわせて持ったところです。議運が入っていないというのは、これは議運も加えていただくようだろう

と思いますし、議運もあわせて公開でお願いしたいなというところですね、できるだけ速やかに。うちとしてはそんな感じで見ております。

委員長 高山主幹、どうぞ。

議会事務局主幹 公開するかしないかの資料ではなくて、これは公開する場合の、公開の仕方よっての費用ですので、その辺の議論をちょっと勘違いしない……。無料でやることもできるという前提で議論をしていただいたほうがよろしいかなと思うのですけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 市民の、使い手から見たときに、PDFで全部最初から閲読しかできないよというのと、これは要するに本会議と同じで、金澤さんがおっしゃっていたように、検索ができるような形で便利に使えるかどうかの差でしょう。それは便利に使えるほうがいいに決まっているのではないですか、ユーザーサイドからするとね。やっぱりそこはある程度ユーザーのニーズにこたえるべきであろうという前提でお話しさせてもらったのだけれども、もちろんこのお金が難しいということであるならば、それはPDFで出すことも一つの考え方なので否定はしないし、最終的に折り合いがつくところで、いずれにしてもまず出してもらうことが一番大事なので、折り合いがつくところでまず公開してくださいというところですね。大前提としてそこはあるけれども、どうせ公開するのだったら、より使いやすい形で出してもらったほうがいいよなという部分で、その部分のお金は余りけちり過ぎてもよくないなという気がしているということでご理解ください。

委員長 金澤委員。

金澤委員 確かに余り常任委員会の会議録を検索しない市民とか、議員もそうですよね、人にとっては、ただで見れるのだったらそれで十分ではないかと、余計なお金かけるなという意見もあるのは確かに、それはそれで一理あるというふうに思います。ただ、私個人としてみれば、やはりちょっと過去の決算特別委員会、去年の決算特別委員会でどんな審議していたかというのを、製本が今、事務局に一冊しかない状態で、きちんとテーマごとに絞って検索できるというのは本当にありがたくて、できればそういうふうにやっていただきたいという思いがあってこれは提案させていただいているのですよね。

あともう一つ話し合わなければいけないのは、いつからの分を載せられるのだという話があると思います。例えばこれはインターネット、ホームページ公開を前提にしていない常任委員会だったのだから、では今度から、次の委員会から、来年といえれば来年とか、そこから公開に踏み切るべきだという考え方の人もいるだろうし、やっぱり過去の検索が一番のメリットなわけだから、きちんとやっぱり基本的に公開が前提としていた委員会においては、過去から載せられるものは載せてほしいと、さかのぼって、さかのぼってホームページに掲載してほしいという考え方もあるので、その点も審議していただければなというふうに思いま

すけれども。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 今、過去のという話がございましたけれども、過去のをまた作業、データがまずないというのが一番欠点でございます。紙ベースでしかない。それをデータ化して、ここシステムに落とし込むとなると、これとは全く別の費用が当然、負担するか、あるいは我々職員がやるというような話になってくるのかなと思います。現行におきましても、実は翻訳業者からデータをもらっているわけではないのです、正式に。でも、これはこれからこうしたいからと言え、それは提供していただけるであろうという想定でこれは資料はつくっております。まだ確実なものではございません。なおかつ、ですから過去のというのは、少なくとも我々のほうにはデータはないし、業者にあったとしてもそれを使うというのはちょっとどうなのかなという部分がございますので、過去のをやるとなると、やはりデータをまたもう一回入力するところから始めるようなかなとは思っていますけれども……今、思った次第でございます。

以上です。

委員長 金澤委員。

金澤委員 少なくとも内々にでもデータでもらっていたのは、何年ぐらい前からもらって……正直言って、今みんな印刷会社のほうも全部コンピューターでのせて印刷かけているので、データとしては持っているはずなのですよね。持っていないと、だって製本できないのだから、活字印刷ではないのだから。だから、そう考えると、向こうの保管期限的なものがどうなっているかは、それはちょっとまた別途確認していただいて、私個人としてはちょっと過去から、できるだけの過去からさかのぼってやっていただきたいという要望があるので、その点は確認していただいけませんか。

委員長 今そういう話が出たのですけれども、どうですか。

議会事務局主幹 そこまでいくと、ちょっと委託業務契約の範囲外になってくるかと思うのですけれども、どうなのでしょう。実は今現在でもデータでもらっているというのは、ゲラの段階で最初の一発打ちというか、ゲラの段階のデータは提供いただいておりますけれども、最終的な製本する段のデータはもらっていないのですね。ですから、それをもらった想定でこれはつくっておりますけれども、言え、これからもらえるのではないかと。ですから、その部分の過去のデータがどこまできっちり業者のほうで保管しているかというのは……

〔(だからそれを確認してくださいと言っている) という人あり〕

議会事務局主幹 保管しているにしても、それをもらえるかどうかということは全く契約外ですので、その部分はかなりクエスチョンマークがつくのかなという気がします。

金澤委員 確認してください。

委員長 確認してくださいというふうなあれがありますので、確認のほうだけ、ではお願いしたいと思います。内容がどうなっているかはちょっとわかりませんので。

今、ちょっと議論を整理すると、PDFでしたっけ、あれにすると予算はかからないけれども、データが一遍に流れてきてしまうから使い勝手が余りよくないと。ただ、こういうふうに予算をかけて本会議と同じようにやれば、検索システムも使えるし、それによって使い勝手がいいというふうな内容の話ということでよろしいですか。

〔(ちょっと済みません) という人あり〕

委員長 宮岡委員、どうぞ。

宮岡幸江委員 初期的なことを聞いて申しわけないのだけれども、もし過去のものまで入れたいというか、前のものがないと今につながらないものもあるわけではないですか。でも、それをやったら、このページ数がどうのというのは、PDFというのは関係なくなるわけですか。関係なくて、過去のものを入れるには、ダアッと流れてしまうというの何というの、よくわからないのだけれども、これとはまた違うやり方になるということですか。ページ数が、出してもらっていますよね、これ。そして1ページが300円とかという単価出ていますよね。でも、過去のものをこのページに上げられなかったら、無料でできるのだから何かわからないけれども。そうすると、やり方は今度新しくこのページで上げていこうというものに変えるの。よくわからない、そこら辺が、ちょっとやり方がわからないのだけれども。

委員長 ちょっとその辺、解説していただけますか。

議会事務局主幹 まず、お金がかからないやり方というのは、会議録の製本をイメージしていただければ、あのページを追った内容がダアッと、クリックすればページを追って出てくるというだけです。

宮岡幸江委員 それでも、何かの検索でやったら、そのところがパッと出てくるわけではない。

金澤委員 そうです。だから本をそのまま「はい」と渡されるイメージ。

宮岡幸江委員 それである程度、つまり今回やろうと思った、前がもしそういうふうなのをやったら、突然決まったところからではページにしますという切りかえはできるのですか、そういうのは。というか、前はそのままでもいいけれども、次からはページというか、ポンとやったら必要な文章が出てきますみたいなことにはならないの。つながらないの。別のもの。

委員長 ちょっと、では暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 3時07分 再開

委員長 会議を再開いたします。

今、休憩中にいろいろなお話が出ました。PDFですとか、ポイント、要点筆記ですか、

全文筆記か要点筆記か、またPDFにするのか、検索システムを使った方法にするのか、いろいろな組み合わせがあると思いますが、各会派に帰っていただいてその辺のところを考えてきていただきたいと思います。

事務局のほうでもわかる範囲で業者のほうにもちょっと問い合わせを、先ほど出ていた内容で聞いていただければと思いますが、何かあれば。

議会事務局主幹 過去のデータをどのくらい保管しているかというのは確認します。それがまた会議録検索システムのほうの落とし込みに対応できるものなのかどうかも確認しないとイケないと思います。

それから、事務局の意見というか何というか、意見じみた話ですけれども、もし会議録検索システムのほうに載せるのであれば、今の現行の全文筆記のほうがいいのかなという心づもりはあります。キーワードを落としてしまったりする場合もございますので。ですから、要点筆記か全文筆記かという議論は、この内容とはちょっと別のテーマにしてもらうかどうかは別として、そういう問題もあるよということにとどめるぐらいにさせていただいたほうが事務局としては結論が出しやすいのかなという気がしています。ですから、ただ単に文章をPDF化してお金をかけないやり方で公開するのか、検索システムに載せて公開するのか、その点だけに絞っていただいたほうがよろしいのではないかという意見でございます。

以上です。

委員長 わかりました。

事務局としては今まで流れの中では全文筆記でやってきているので、考え方とすると、PDFにするか、検索システムにするか、その辺のところを考えてきていただければいいのではないかということ。

はい、もう一点、どうぞ。

議会事務局主幹 もう一点、先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、実は議会運営委員会のほうは載せていないのですね、この資料に入れてなかった部分がございます。それは先ほど申し上げましたように、業者委託していないということで載せなかったのですけれども、その考え方も議論していただければと思うのですが、議会運営委員会、どちらかというところと議会内部の議論が8割9割方なのかな、その辺の公開、ここのホームページを使って、検索システムなおかつ使って公開する内容なのかどうかということも、要は議会運営委員会を公開するかどうかという部分も議論の対象にさせていただければなと思うのですけれども。いかがでしょうか。

委員長 ちょっと休憩させて。

午後 3時11分 休憩

午後 3時16分 再開

委員長 会議を再開いたします。

一応それでは、公開にかかわる経費についてのいろいろな検討課題が出ましたが、各会派に帰っていただいてそれは検討していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時34分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

それでは……

〔(ちょっと済みません) という人あり〕

委員長 はい、どうぞ。高山主幹。

議会事務局主幹 先ほどちょっと宿題をいただきました会議録検索システムの本会議分の予算、おおむね45万程度とっております。ページ数を加味して45万程度という形で、先ほどの試算値を足しますと、おおむね100万から110万程度に膨らむのかなというところでございます。参考に。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

この点について質問はいいですか。

〔(いいです) という人あり〕

委員長 本会議は45万ということでした承いたしました。

それでは、継続協議の検討事項について入っていきたいと思います。引き続き検討事項の項目の一覧からご協議をお願いしたいと思います。

次に、議決権の拡大、本会議改革ということで、29ページのワークシートにあります議決権の拡大についてを議題といたします。

結構重たい問題だと思いますが、順番でいくと保守系クラブさんから。

〔(先に) という人あり〕

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 次第によりますと、次に点線のすぐ下の2日目の議長の遅刻についてが、次第の順番は……。

委員長 失礼いたしました。中・長期のナンバー4、本会議改革ということで、⑥一般質問2日目の議長の遅刻についてを議題といたします。

〔(ちょっと質問) という人あり〕

委員長 小島委員。

小島委員 事務局から例があれば、きょう何か資料か何か提出してくれとお願いしていませんでしたでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 どのような資料でしたか。

小島委員 だから、ほかの市でどういうふうに行っているのかというのを、資料や何か、言ったよね、たしか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 特に資料を求められた記憶はないのですけれども、他市の状況、ここで申し上げることはできると思うのですけれども。

〔(ほとんどの市はやっている) と言う人あり〕

議会事務局主幹 この間も申し上げましたけれども、飯能市さんは一般質問を2人ずつ。稲城市は年に1回、副議長さんがとり行くと。あとホームページからですけれども、直接聞いたわけではないのですけれども、狭山市さんとか所沢市さんも副議長が議長席に座っているような会議録は残っていました。

以上です。

小島委員 わかりました。

委員長 いいですか。はい。

それでは、他市ではそういうふうな状況だということ。

保守系クラブさんからいきますか。

横田委員。

横田委員 保守系としましては、いろいろ話をしていますと、結構全国的にそういうふうな慣例なのですが、やっているところも多いし、副議長さんのそういう場ではないけれどもということで、そういう時間帯はあったほうが良いというので、今回は今、遅刻ということに、前回ですか、遅刻をしたということになりましたけれども、そういう時間は設けたほうが良いのではないかという状況のまま、まだはっきり決まってはいません。

委員長 公明党さん。

金澤委員 これについては、余りいいとか悪いとかという議論ではないのかなと、みんなで決めてどうするかという本当の議会内の話という考えではあります。議会改革に値するのかどうかというのも疑わしいような感じなので、ちょっとこれは皆さんの審議を公明党としては見守りたいなという気持ちではありますけれども、ただ一つちょっと気になるのが、前回から議長、副議長の判断で今までの午前中遅刻というルール、これ慣例は慣例ですよ、これ変えてしまっているというのは、これはどうなのかなと。それも議長判断と言ってしまえばそれまでな

のですけれども、それについてはちょっとどうなのかなと。今、審議しようとしているのに、どうなのかなと。それだけはちょっと気になるなという思いはあります。

委員長 共産党さん。

安道委員 前回も話したとおり、この必要性というものはそんなにこちらも感じていないといえますか、今もお話にあったように、これは議会内部の話なのかなというふうにも思います。うちの会派としては、そういうふうなことのやりとりというのは余り必要性は感じていません。全くというか感じていないのですが、この間の話の中で、副議長にも訓練の機会が欲しいのですよという話があったりしましたよね。そういう話の中で、それも確かにそういう話もあるのかなというふうに思ったところです。この中で皆さんで合意して決めていけばというふうに、私たちとしてはそんなに必要性は感じていないです、正直なところ。

委員長 ありがとうございます。

次に、山本委員さん。

山本委員 会議に出席できるだけの能力を持っている人がわざと出てこないというのは、やっぱりこれ説明つかないねという部分を一番心配しますね、やっぱり。基本的にはちゃんとしたほうがいいたろうなという気はします。ただ、今出たように、副議長さんが議長さんに事故あるときにはかわってやってもらわないといかぬという部分の中でどういう、OJTですよ、ジョブ・トレーニングをどこで積むのかという部分はあるのかなという一定理解はするところです。余り議会改革ではないしなんていう気しますので、合理的なところで決めてもらったり、ただしきたりにするにせよ、どうするにせよ、決めたら決めたとおりやらないといけませんね。勝手に時期が変わるとか、ご本人の一存一存で好き勝手に動いてしまうのはどうかなという気は私もちょっとするから、どういうふうにするにしてもきちっと、格式ではないけれども、きちっと決められたほうがいいのしょうね。その確認をするということはされたほうがいいと思うし。うちは合理性があるとは思いませんけれども、合理的なところで決められたらそれでよろしいのと違いますか。余り重要視していないです、この答えに関しては。

委員長 それでは、余り重要視していないというふうな話も出ましたが、一応そういうふうな副議長の実践の場というか、そういうふうな場もあったほうがいいのではないかというふうな意見もありますし、容認していくというふうな方向の話のようですので……。

はい。

宮岡幸江委員 これはあくまでも事務局のほうが出してきた問題で、私はこれ議長の権限に対しての、事務局が言うことなのかしらというのがちょっとあったのです。というのは、やっぱり議長としての、その前のときにこちら、副議長の練習の場というか、訓練の場ということも考えられるということは言いましたけれども、議長としてのふだんの精神的なというか、苦労や何かの中での、私からすると、それを議長が決めることであって、これを私たちがどうこ

う言うのもどうなのかしらと。申し合わせ事項にも何も書いてないことですよね。だからこれ、ここに出てくることが、申し合わせ事項にもないし、ではどうやって、今までやっていたからやっているという慣例的なものでやっているわけで、そのところがよくわからないのですけれども。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 例えば事務局案ということでご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、逆に議長をお守りする立場の事務局としまして、もっといい方法があれば何か協議をして考えていただければ事務局としても助かるというふうなことでご提案を申し上げたところでございます。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 今、図らずもというか、議長を守る立場のほうからこういう提案をされたということであるのならば、では議長経験者とか現在の議長とかの人たちと事務局とで話すべきことで、こういう議会改革の中でこれを取り上げることが適切なのか、申し合わせ事項にもないし、要綱とかというのにもないものですから、そこら辺のことはどうなのかしらとは思っておりますけれども。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 今ご指摘のとおりだと思います。そこまで深く考えずにご提案を申し上げましたので、そこで決まってしまうばよろしいのかとは思っておりますけれども。とりあえず提案はするというのが現在までの経緯でございます。

委員長 山本委員。

山本委員 一つは、議長の議長職権というのがどこまで及ぶかという部分ありますよね。会議に出てこないのも自由だと言い切っているのかどうかというのはやっぱりあると思う。もう一步踏み込むと、不文律といえども、確立されたものがルールですから、不文律もルールですよ、その意味では。やっぱりそれを動かすという話であったら、それはもう合議の対象になってくるので、議長の好きにしているというのはちょっとロジックとしては違うかなという気がします。一応慣習として確立されているものだから、ここまでの流れの中で、そういうものなのだというと、みんながそう思っている時点でそれはルールだから、やっぱりそこは変えるのだったら変えるできちっともんで決めないとだめですよ、そこは。ちょっと議長がお好きにどうぞと言えるような話ではないような気がしますので。基本的に出てくる能力があれば出てこないとかぬわけで、会議規則上もやっぱり議長さんが最終的に、例えば会議の定足数足りなくなったときに出席の応招かけるのは議長なのだから、やっぱりそれで議長が率先して、出てこないとかという話というのは違うような気がする、すっきり整理されるほうがいいだろうなという、議長のためにもね、この先いろんな人が議長になれるのだから

うから、きちっと確立して確認はしておいたほうがいいと思う。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 今のお話の中で、確かにそうなのです。だからこそ一般質問のところで、採決のときとかそういうときでないときを選んでいるのではないのかな。そういう配慮はあって過去から続いているのではないのかなと思うのです。これを決めた最初が、なぜこうなっているかというのがよくわからないので余り言えませんけれども、ただ私からすると、ここで今やる問題なのかなというちょっと疑問はあるということだけです。

委員長 山本委員。

山本委員 これは前回も申し上げたけれども、議長が演壇に上がる方法を考えるほうが一番合理的できれいではないですか、多分。議長が演壇に立ってしゃべるといふ、議員としてしゃべるといふ場をつくることを考えたほうが、そうしたら自然的に副議長は議長席に上がるのだから、会議規則上きちっと合理的に判断つくところでやってもらうほうがきれいですよ、多分。いるはずの人がいなくなるとかということよりは多分、議長がご発言になるということの方法として何か考えたほうがよっぽどいいのではないかな。その場だけは副議長上がるわけだから。一般質問なのかどこなかわかりませんが、合理的なところで、議長が演壇に立つので副議長が上に上がるのだというところでOJTやるのだったらやってもらうというのが一番多分、会議規則上きれいだと思いますよ。ちょっといろんな解決策はあると思うので、現状を追認するのも一つの考え方だから否定はしませんけれども、ちょっといろんな考え方の中でもんでみたらどうですか。余り何時間もかける話ではないと思うので、その辺では重視をしないけれども、これやったからと何か大きく事が動くわけではないから、ただ余り見場のいいものではないぞという気はしますから、何かいい方法をちょっとみんなで考えてみたらどうですか。

委員長 いろいろ提案があったようですが、余り長くやるものでもないような気がしますので、大体の意見が出たので、よくわかりましたので、議長に伝えまして、議長の判断であとはやっていただくようなことで、慣例というか、そこにもいろいろご意見もあるかもしれませんが、私が一番最初に当選して入ったときには、議長一日いなくて、いないとちょっと差しさわりがあったので、それで半日になったような経過もあるので、午前中になるか午後になるか、その辺のところを、いろいろあると思いますが、議長の判断ということでどうかなと思っていろいろあると思いますが、何かご意見があれば、どうぞお願いしたいと思います。

金澤委員 せっかく事務局のほうが出していただいた案なので、私はそれはそれで一つ評価したいと思うのですよね。やっぱり市民との窓口となると事務局ですから。今までは暗黙のルールでやってきた、それがいいか悪いかは別にして。今後は議長が午後早退されるというルールでいくというのであればいくということで、きちんと議会の中でそれは、そういう考えでいく

のだということで説明してほしいということが一つと、あともう一つは事務局に対して市民からの問い合わせ、確認、傍聴者からあったときに、どういう理由でというのは、きちんとそれは何か、答えられるように、議長と事務局できちんとそれはすり合わせをするなり何なり位置づけはしておいていただくということが大事なのかなというふうに私は思います。

委員長 山本委員。

山本委員 多分ここですぐ決められないと思うのです、この状況では。来春ぐらいまで様子見たらどうですか。ここで追認とかで決めてしまうのではなくて、ちょっとしばらく置いておいたらどうですか、これ。12月、3月とまた議会あるわけですから、議長さん、次どうなるかわかりませんね、先のことはわからないので、もし議長さんかわられるのだとしたら、かわったときに新しい議長さんのご意向も聞かないといかぬでしょうから、かわるかどうかわかりませんよ、わかりませんけれども、もしそういうことがあるのだとしたら、そういう方のご意向も聞かないといかぬだろうから、そこまで置いておいたらどうですか。今すぐここで、この先ずっとこれでいってよしというわけにはなかなかいかないので、当面こういう形でやるということは箱を決めてもらって、それで来春ぐらいまで、2会期ぐらい引っ張って見たらどうですか。いずれにせよ、きちっと決めた形でやっていかないと説明もできないだろうから、当面こうということで確認した上で、春になったらまた考えたらよろしいですよ。そういう感じだと思いますよ。これで余りここで長いことやってもあれなので。

委員長 時間の制約もありますので、皆さんの考えは大体、現行どおりというふうな形の……

〔(そういうわけじゃない) と言う人あり〕

委員長 慣例によって……

〔(そういうわけじゃない、もっと) と言う人あり〕

委員長 もっといい方法があれば、いい方法があるかもしれないし、当面は現在の流れの中で進んでいったらどうですかということで今提案がありましたが、そういうふうな方向でやっていくということでよろしいでしょうか。

〔(いいでしょう) と言う人あり〕

委員長 とりあえず余りご意見もないようですので、現在の方法で進めさせていただきたいと思えます。

それでは次に、短期・中期、ナンバー4、本会議改革、⑤議決権の拡大、この点についてを議題といたします。

これは29ページだったかな。ワークシート29ページですね。

順番からいくと、保守系クラブ。

小島委員、お願いします。

小島委員 みらい市民クラブさんから出ている、これは議会の議決権を拡大するものということを挙

げていらっしゃると思いますが、総合振興計画基本構想は議決権があり、そのほかにも市民の意見を聞く場所でもあると思うのです。そうすると、審議会自体の存在価値が要らなくなってしまうのではないかとということとか、市民の意見が吸い上げにくくなるのではないかとということで、保守系としてはちょっと疑問符がついて、もう少しこれは慎重にさせていただければというようなことが話し合われました。

それと、その他の特記事項の中で、こちらはちょっと質問なのですが、基本計画、当市では総合振興計画の策定義務そのものが撤廃される予定というのですが、これは「基本計画」ではなく「基本構想」の撤廃ということではないのでしょうか。その辺がちょっとわからないので、それをちょっとお伺いし、保守系としてはやはり今までのままの形でいったらどうかということで一致しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長　　今、質問が出たので、では。山本委員。

山本委員　この前の定例会で関係の条例案の改正案出てきて、私、質疑させていただいたのですが、結局自治法改正がありまして、基本計画、うちで総合振興計画自体の自治法上の策定義務はもうなくなりました。つくらなくてもいいのです。ただ、当局としてはつくり続けたいというご意向をお持ちであるということは答弁で確認をさせていただいたところです。ただ、策定義務自体がなくなりましたので、議会の関与についての根拠規定はなくなりました。行政側が勝手につくって、勝手に出せるという話です、今の状態は。今、28年まで現行の計画があるので、それは尊重されるということのご趣旨だったけれども、今後の問題としてどうするかという話、それがあります。

審議会の関係ですけれども、それはあくまで執行部の側の起案段階での市民参画のレベルの話であって、議会は議会として市民の皆さんの声を聞きながら判断をする、あるいは直すという作業、お隣なんかされていますけれども、そういったことで、議会は議会として最終決断をするに当たって、自分でやらないといかぬことだと思いますよ。そこは切り分けないといかぬ話。執行部のほうは執行部のほうで、市民参画、市民との協働と言っているわけだから、当然それは審議会として、議会のやり方がどうあろうと、やられます、それは。それはそれでやられるのです。だから別に、議会が関与するからやらないとかという話にはならないというのが一つ。あと議会は議会として決めるに当たって、市民の意見をどういうふうに織り込んでいくのという部分で、常任委員会の審査のあり方だとか、そういった部分に話が膨らんでいくわけだけれども、議会は議会として関与するということを決めるのであれば、条例をつくらないといかぬという話です。法律上も、条例で決めないと拡大できないので、そこはやるのだったらやらないといかぬという話。ただ、今のままでいくと、もう議案としてかかることすらありませんということです。どっちがいいですかという話になります。

委員長　　宮岡委員。

宮岡幸江委員 今、うちのほうの小島の言ったほうの訂正というか補足なのですけども、改正になるのが「基本計画」ではなくて「基本構想」でしょうと、そのこのところだけお聞きしたかっただけです。

委員長 山本委員。

山本委員 そのニュアンスでいくと、要するに自治法上でいうところの基本計画というものは、基本構想を含めて全体のことです、自治法に。

宮岡幸江委員 そうすると、何という計画でしょうか。

山本委員 だから要するに、前の自治法2条2項で書かれている「基本計画」という言葉の中には「基本構想」があって、さらに個別の計画が入っているわけですよ。市の運営の基本となる計画とかと書かれていたはずですよ。そのことを指して、おっしゃられるとおりで、今、当市で議決事件として上がってくるのは決めがあった基本構想部分だけということ。だから、その点のご指摘は正しい。ただ、その議決権すら今なくなったという話です。

宮岡幸江委員 それはわかっているのです。

山本委員 そういうことです。

宮岡幸江委員 ……書かれていたので、そこだけを聞いただけです。

委員長 金澤委員。

金澤委員 公明党入間市議団としてというよりも、ちょっと個人的な意見に近くなるのですけれども、実際に自分自身も行財政改革の後期実行プランのときに、やっぱりこれは市民に重大な影響を与える案件だから、これは議決権として議会で議決していきたいということは発言させていただいたのです。ただ、実際問題、総合振興計画の中を見ても、正直言って抽象的なことで、夢のある入間市にしましょうとか、文化香り豊かな入間市にしましょうというかなり抽象的なことしか書かれていなくて、これは正直言って反対する人いないだろうというようなレベルなのです。だから、総振の計画そのものを議決するかしないかは、これはもう正直言って私からすると、余り市民生活には大きく直接的には影響はないだろうというのがあるのです。ただ、問題として挙げられるのは、さっき言った後期実行計画、具体的なものが詰まっているのですけれども、実際問題、計画の、具体的に煮詰めた段階で、いやそんなはずではなかったよと、全体としては経費削減、行財政改革いいでしょうで、例えば多数で通ったとしたときに、具体的なところが出てきたときに、いやこれはもうお墨つきいただいていますよと、ある程度の抽象論の段階で下手にお墨つきを与えることのほうが怖いなという思いはあるのです。例えて言うならば、例の公民館ですね。受益者負担の適正化という、それはだれも反対しないわけですよ。ところが、いざふたをあけてみると、1グループ当たり、少人数で大会議室使うようなところは、年間5,000円、1万円、1人の負担がある、何だこれだと、みんなやめてしまうではないかということで、議会としていろいろな附

帯、皆さんで合意して、きちんと上限を考えてくださいというようなものがつけられましたよね。だけれども、あれだって最初の段階でお墨つき与えていればどうなるかわからないというおそれもあった。だから、私はこの議決権の拡大そのものは、総論から、まとめると、議決権の拡大そのものは必要なときはあるのだけれども、余り大きな基本計画、基本構想段階で議会としてゴーを出してしまうことが、デメリットのほうが大きくなるおそれがある、どんな市長さんが出てくるかわからないのでというおそれを抱いているということ、きょうはまずは申し上げたいと思います。

委員長 共産党さん。

安道委員 正直これはかなり中でももめています。なかなかまとまっていないです。というのは今、金澤委員のほうからあったような話ですよ。総合振興計画の内容でいうと総括的ですから、字面でいったならば特に問題はないわけですよ。そのとおりなわけですよ。だから、そこで反対する余地はないわけなのですけども、具体的問題になってきたときに、あれっ、これは私たちの方向性とは違うのではないのですかというふうなことになってきたときにどうなのだろうと。でも、賛成していますよねというふうなことになると、矛盾が生じてくるなという点で、どうなのだろうというふうなところでは正直今もめています、内部でも。どうしたらいいのかということは。ただ、総括的な大枠でいうと、市をよくしていこうというふうな目標を掲げているわけですから、その点では問題がないでしょうと。だから、具体の中でどちらの方向に進んでいくのかといったところまで、この議決権、全部縛りをつけていくとなったときにどうなのだろうかというふうなところで、まだまとまっていません。正直なところ。

委員長 みらいさん、お願いします。

山本委員 うちから出ている話なのですが、基本的に今の時点、自治法改正前までの時点でもうちは、特にこの条例つくっていませんから、当時の法律の本則どおりだから、基本構想だけです。あの分厚い冊子の冒頭20ページ分ぐらいしか議決の対象になっていないわけですよ。確かにその部分だけ見ていたら、それはいいまちをつくりましょうとしか書いてないわけだから、それはおっしゃるとおりですよ。ただ、うちとしては、その後ろについている5カ年の基本計画も議決の対象にするべきだと思っているし、それでいくと、その裏表のところにある都市計画マスタープランだとか、さっきご指摘出たけれども、重要な計画という財政計画だとか、あと行革の長期プランなんかも、本来的には議会の議決伴うぐらいのものにしていくべきであろうということ。計画の順序立てというか、計画体系から考えると、総振の議決権をきちっと確保しなければ、ほかの個別計画だけ飛び越して議決事件にするというのはちょっとロジックとしておかしいと思う。すべての計画が総振から出発してきて、総振に整合性をとるようにつくるわけだから、現実問題として、もちろんそれ自体のあり方

自体も変わるのかもしれないけれども、自由にやっていいわけですから、ただあくまで市政運営の一番基本になる計画として総振は位置づけていて、それは変えずに続けていきたいということで副市長の答弁も出ていたように記憶していますから、そこから出発するのだとすると、その真ん中をきちっと織り込んだ上でどこまで広げるかという話であるだろうというふうに私は理解をしていたところなのです。もちろんこれ合意がとれないと条例つくれませんから、条例が要るのでね、これは、条例で規定しないといけないから、皆さんの合意がとれない、これも議会もスルーでいいですという話であったら、もうそこまでの話ですよ。行政側の計画としてどうぞ自由につくってくださいと、うちも文句言わないという話だったら、もうそれはそれ、そこまでの話。議案として上がってくることもない。全協で説明を受けるだけ。それでいいという話だったら、そこまでの話。ただ、それこそ計画だから修正とかの可能性もあるわけで、議会として議会なりに市民の声を聞きながら、もっとこうしたほうがいいのではないのという話で渡り合いたいのだったら、今全部白紙の状態に戻っているから、新たに設定しないといかぬという話だと思っています。だから、これはもう今すぐ決められる話ではないです。安道委員がおっしゃったように非常に重たい話なので、うちの議会の仕事のフィールドそのものを決める話だから、よく考えてもらってやってもらったらいいと思います。要らないという話だったら、条例つくらなかつたらいい。それで、議会なしで全部決まっていくから、それでよければそれでいいという話だし、やっぱり議会としてちゃんと立法過程を踏みたいという話だったら、この条例をつくらないといけない状態に今あるということなので、こちらから申し上げて恐縮だけれども、持って帰っていただければというふうに思いますけれども。今すぐここで到底決められないと思うから。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。金澤委員。

金澤委員 いろいろと財政的に厳しい厳しいと言うのだけれども、正直言って入間市は、ほかのもっと苦しいところと比べると、まだまだ余裕のある部分あるのですよ。だから、本当ぎりぎりの選択しないでまだいい段階ですよ。基本構想段階から、それこそ例えば小学校を、では16校を半分の8校に統合再編しますなんて、これは財政計画から、教育の方針から、まるっきり変わるというような、構想そのものが変わるということがないから、正直言って今の段階で総振なら総振についてきちんと議会として審議をするだけの何というのかな、本当の今、抽象論でしかないから、詰めていくだけのものがどうなのかなと、時間をかけて、手間暇かけるものがどこまで効果があるのかなという気があるので、これはもうちょっとやっぱり、基本構想が何か劇的に変わるとか、ときにもう一度、総振に関してはね、考えていけば、そのタイミングを待つのかなという気がしますけれども。ただ、さっき言ったように、行財政改革の後期実行計画に関しては、本当に市民に影響が直結するので、これは個々具体的にき

ちんと、影響を最低限抑えるように、サービスが低下しないようにというので個々に詰めていく必要はあるなという思いはしますけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 その案件が起こるごとに個別に設定するやり方がないわけではないのだろうけれども、やっぱりそれってロジックとしてどうよという部分がありますよね。この計画だけ一本釣りで議決対象にするのだとかという話、理事者との関係としてどうよというのがあるではないですか。やっぱり体系としてここまで議会の議決権の網かけるよというのは、これは制度のつくりつけの話だから、案件が出てきてから慌てふためいてやるというのも余りいい話ではないと思う。やっぱり問題が起こる前にきちんと制度的なつくりつけをしておくほうが、この制度自体の安定性というのかな、平時のうちから考えておかないといけないことだろうという思いはする。繰り返しになるけれども、一番大もとになる計画を議決対象から外しておきながら個別だけ入れるというのもやっぱり見場としていい話ではないと思います。入れるのだったら、頭から全部すぽんとここまでというかけ方しないと、その部分ではまた個別の案件でやり始めたときに多分混乱すると思いますよ。上位の計画は議会と関係なしに決められるのですから、上の計画で決まっているのだから、このとおりにやらせてもらうとかという話になってしまうわけだから、それは上からすぽんとかけないとうまくいかないよというのはある。総振自体の議論が難しいというのはわかるのだけれども、そこをかけておかないと、個別の計画の議論をきちっとやるというときに別の難しい問題が多分出てくると思います、そこは。上位計画との関係で決め方が違うという話になってくると、そこはやっぱりちょっと違う問題点が出てくると思うから、よくよく皆さんでもんでいただけたらという思いはする。ただ、うちの派としては、できるだけ速やかにきれいな形で都市計画マスタープランぐらいまでは拡大したいねというところがありますよね。まちづくりの基本計画になるわけだから、そこぐらいまではやりたいなという思いがあるということだけは申し上げておきます。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 言っていることはすごくよくわかるし、大事なことから、だけれども、だからこそというのかしら、条例化してしまって、自分たちで自分たちの首締めてしまうような気もしなくはないのです。というのは、大枠だから、こっちで決めてあるでしょうと言われてしまったら、執行部のほうだって、議員がそこに出て議決したではないですかと、そうしたら今度もっといいものが通らなくなる可能性もあるのではないのかなという思いがあるのとそれから、まちづくりのことなのだから、私からすると、条例をつくる前にもやることは議員としてあるのではないのかなと思うのです。いつまでの計画がいつまでであるというのはわかっているわけだから、議員だって、そうしたら何年前からちゃんと執行部側との何というのかしら、個々にでもグループつくって、委員会つくっても何でもいいのですけれども、それを

やり合って、それで議会としての意見を通させるというか、私たちはこういうまち、議員としては市民の意見入れてこういうまちづくりをしたいから構想の中にこういうものを入れてほしいとか、これはおかしいと思うというような場面をつくるというのかしら、条例で縛る前にそういうことのほうが私は必要なのではないのかなと思うのです。確かに何でも条例にのっとってやればやりやすいかもしれないけれども、自分たちで自分たちの首を締めてしまうことがちょっと私はあるのではないのかなと、大きなものをやればやるほどという怖さがあるのではないのかなという気がするのですよね、私からすると。

委員長 山本委員。

山本委員 おっしゃるとおりなのです。議決権拡大するということは、僕たち議決の責任を負うわけだから、後に対して非常にリスクが大きいというのはおっしゃるとおりです。これはもう否定し得ない話です。それだけの重い責任を担わないと、そっちには踏み込めないのは事実です。ただ、おっしゃられたように、委員会で審査をやりたいとか、調査をやりたいとかといったときに、それを議決事件として条例化されているかされていないかで、要するに議会の仕事として、この計画についての執行のチェックから、計画の起案、認定のところまで、議会の仕事としてちゃんと条例化していれば、当然もっとその調査の段階でも踏み込む権限ができるわけですよ。あくまで市の事務であるという前提で所管事務調査をかけるというやり方もあるのだけれども、それよりも議決権握っているということは、より踏み込んだ調査をする権限というか、責務が出てくるわけだから、それはやるということになるわけですよ、当然。出てきたものについて賛否を決めるだけの議決権ではないですから、議決権に入れるということは、議会としてきちっとその問題について、当然長期の計画なのだから、もむ期間もそれなりに必要になるし、継続的にやらないといけない。その部分のことを考えると、入れたほうが、条例として設定をして土俵をきちっとつくる、そのかわり責任すごく重くなるけれども、それはみんなで分担してやるのだということを決めるほうが多分、やりたいなと思っていただけることはやりやすくなると思いますよ。ただ、責任も重くなりますけれどもね。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 はい。金澤委員。

金澤委員 実際にこの総振を含めて、それこそ執行部の行政マンが、30人、50人、60人の人が半年、1年以上かけて審議会を通して踏まえてつくってきたものを、我々が、9月議会でかけましようと思われたときに、これで9月議会内に審議できるのかと、数日間の審議で逆に大丈夫なのかということもあるので、正直言って、今の議会の会期のあり方と総振とか含めたこれを、すごい大きな基本計画を審議しようというボリュームと会期と合わないような気が正直言ってあるのですよ。だから、会期が決まっているから、では採決する、正直言っていいこ

とばかり書いてあるからオーケー出さざるを得なくなってしまうとなってしまうと、では何のために採決とったのというふうに自分自身、正直言ってすごく多分、不完全燃焼というか、消化不良になってしまうおそれがあるのですよね。ちょっと今の段階では、今すぐに決めなくてもと山本委員もおっしゃっていただいているので、これについてはちょっと皆さんも、先ほど言った調査権の話も含めて、ちょっと今後研究課題という形にしてもらえないかなと思うのですけれども。

委員長 山本委員、どうぞ。

山本委員 これは何度も言っていますように、きょう言って、きょう決められる話ではありません。今、後期の計画のつくりつけを執行部の皆さん大詰めやっておられる状況ですよ。都市計画マスタープランもほぼ同じ日程で動いている。来年の春から新しい計画になりますよね。それに間に合わせようという腹はないです。もう物理的に間に合わないです、それは。だからもう少なくとも5年後の話になりますので、いずれにしても次の任期になってからでしょうから、1年半ぐらい時間かけて、この任期のうちに結論出たらいいのと違いますか。大変だとは思いますが。現状においては、多分そこがやっとならうでしょう。だから、改選後どう動くかということに向かって議論していただければ、それでいいのではないですか。いずれにせよ、改選後の任期の議員さんが判断することなのでしょうから。

〔(特別委員会ではやらない) と言う人あり〕

山本委員 だから、おっしゃるとおりで、総振なんかだと、特別委員会つくって、2会期、3会期かけて閉会中に調査やるのですよ。だから、そういう日程でやるということできちっと理事者のほうと話を付けて早目に出してもらってもむとか、あるいはそれ以前の議案が出る前の段階から委員会つくって調査かけるというような形でやっていかないとやれない案件であることはおっしゃるとおり。だから、その部分は議会としてどういうタイムスケジュールでおしりの最終の計画案の議決に向かって、どういうスケジュール感を持って仕事をしていくのかということはまたそれは、やるとなったときにはまたみんなで考えないといかぬ話ですから。そういうことだと思います。時間かけてやったらいかがですか。

委員長 いろいろご意見が出ましたけれども、今、後期の総合振興計画基本計画ですか、が始まろうとしているところなのですからけれども、総合振興計画基本構想の作成に当たっては、議員のほうも前は入っていたのだけれども、これからこれが議決事項でなくなるとどういふふうな格好になっていくかわからないのですけれども、基本構想については議員が何人か入って作成している内容があります。

〔(よろしいですか) と言う人あり〕

委員長 どうぞ。山本委員。

山本委員 委員長おっしゃっているとおりで、たしか平成19年でしたか、前のときは基本構想10年に

1回の審査があって、あのときはまだ審議会からの議員の引き上げ決まっていなかったから、委員さん、多分議会から2人ぐらい行ってられたような気がします。二、三人お出になっただと思う。ただ、それは前の任期の末で、審議会には基本的な法定のもの以外は出さないという話になっているわけだから、次の基本構想審議会か何かに向こうできたときにも、うちら出さないということですよ、ロジックでいくと。そうしたら、やっぱりそのもむ側は議会で自分でつくりたくないといけないというロジックになるので、そのときにやっぱり条例根拠があるかないかという部分で非常に差が出ますよね。要するに議案としても上がってこないものについて調査をかけてみんなの声を聞いてというのは、立法ロジック上難しいのと違いますか、多分。議案として上がらない、議決事件になっていないことについて、公聴会を開くとか参考人招致をすることというのが果たしてどこまでできるのだろうかというのはあるかと思う。やはり議案が最後上がってくるという前提の中でやっていくのと、議案としてかからなくて、こっちからせいぜい要望ぐらいしか出せないというところでやるのと全然違うと思うから、そこはもうそこに向かって詰めていけばいいのではないですか。平成26年か7年ぐらいまでは、市長さんの方針ががらっと変わらぬ限りは今の基本構想でいってしまうわけだから、そこまで最大で時間あるということですから、時間かけて検討したらよろしいのではないのでしょうか。みんながリスク背負ってやると腹くくらないとできませんから。

委員長 総合振興計画基本構想ですか、これ今、市の中心となる計画ですから、これを中心に市が動いているわけですから、それについて議会としてはどういうふうに考えていくかということとは大切だろうと思うし、これから先もいろいろ議論していくことは大切なことだと思います。

また、今話が出ているように、すぐここで決めることはできないという話もありますし、また市のほうではこの基本構想を議決事項に持っていくのか、またもう各市に任せるということでつくりたくないのか、その辺のところはちょっとわかりませんが、想像とすれば、それなりにつくっていくのではないかと、場合によっては議決事項にしていくかもしれないし、いろいろあると思いますが、こういうふうな計画について皆さんでまたどんどん話し合っていく機会は大変重要なことだと思いますので、各会派でいろいろ考えておいていただいて、この委員会としては、この件については持ち帰りというか、現在のところでは決はとっていないというふうなことで、決というか、このことについてはこれからも考えていっていただきたいというふうな内容で進めさせていただきたいと思います。

山本委員。

山本委員 それで結構だけれども、ただ議会の自立権みたいところで考えたときに、理事者の側からこういう新しい計画体系条例なるものをつくりましたと、この部分については議会の議決

をお願いするのだと出されるというのは非常に議会として見場悪くないかという部分はあると思う。自分たちの仕事のフィールドなのだから、やるのだったら自分たちで決めないと格好悪いですよ、正直言って。理事者のほうから、これはあなたの仕事よと言われて、それを唯々諾々と受け入れるというスタンスをとるのが果たして格好いいかどうかというのがちょっと、考えたほうがいいと思う。設定するのだったら、自分たちでやらないと、議提で出さないと、余りよくないと思いますよ。それはあるではないですか。だから、理事者のほうはどう考えているかという部分を含めてやっていかないといけない。私たち自身が仕事のフィールドにすると決めたときには、自分たちのほうから設定するというので、どういう条例のつくりつけになるかわからないけれども、こっちから出さないとまずいと思いますよ、やっぱり。これを許してしまうと、飛躍した話と思われるかもしれないけれども、定数削減条例を首長が出すというのが今はやっていますからね。要するに議会の仕事のフィールドとか議会の形についての条例を今、理事者側から出すというのが結構あちこちで出始めているから、そういうところは穴あけないほうがいいと思う。やっぱりこれをやるのだったら、自分らで腹をくくって、自分で出さないとまずいよというのは、今の市長さんはされないと思うけれども、先々わからないですからね。そういうことも含めて、余談ですけども、時間かけて検討されたらいいと思うので、その点、ご配慮お願いします。

委員長　　ありますか。いいですか。

一応この件については、この委員会としては各党派で考えていただくということで進めさせていただきたいと思います。

もう一個ぐらいいきますか。どうしますか。

では、あと一つぐらいにしておきますか。短期・中期のナンバー5、請願・陳情、請願の提出時期について。35ページですね。

請願の提出時期について。これは事務局からの提案であるのですが、会議前の議会運営委員会前日までとなっているが、時間的に余裕を持たせるために2日前ぐらいにしてほしいというふうな内容だったのではないかと思います。

この件について、保守系クラブさんはいかがでしょう。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員　それでいいのではないですか。

委員長　　それでいい。その方向で。

宮岡幸江委員　はい。

委員長　　公明党さんは。

金澤委員　結構です。

委員長　　共産党さんは。

安道委員　うちのほうもこれについて特に問題ないということだったのですけれども、きちんと請願者の時間は確保されるというのが本来なのだというふうには原則思っています。これが出てきたのは多分、押印の関係の、押印のチェックが大変という意味合いでなのかなというふう
に……

〔(押印だけじゃないでしょう) という人あり〕

安道委員　作業としてはそれが主なのかなというふうには思ったのですが。そうではないのですか。

〔(住所と本人の確認でしょう) という人あり〕

安道委員　そういうのも含めてですよね。また、本来ならばきちんと時間確保されるべきだと思いま
すけれども、実態として時間厳しいというふうなことであれば、これもありなのかなという
程度に思いました。

委員長　　みらいさん、お願いします。

山本委員　テクニカルな話なので、こだわりはないのですけれども、安道さんがおっしゃられたとお
り、最大限出す側に利益がある形でやるのが妥当だと思うのだけれども、実務上どうしても
繰り上げないと回らないという話だったら、それはもう繰り上げないとしようがない話。3
カ月上程が遅くなるだけですから、だけと言ったらちょっと語弊があるのだけれども、つぶ
されるという話ではないので、次の会期に持ち越しになるだけの話だから、事務局含めて繰
り上げたほうがうまくいくということで合意がとれるのだったら、十分な周知期間とった上
でそうされたらいいのと違いますか。ただ、一つだけちょっと確認したいのは、よそはどう
なっていますか、近隣。どうなっているのでしょうかね。

委員長　　事務局でわかればお願いします。

玉井主幹。

議会事務局主幹　申しわけありません。特にそこまでの調査はしてございません。

委員長　　そうですか。

どうでしょうか。聞いておいてもらいますか。

金澤委員　実際体制が……、事務量が違えば、別にそれが他市の例が参考になるかどうかはちょっと
わからないと思うのです。

委員長　　山本委員。

山本委員　今、副委員長がおっしゃられたけれども、余り参考になるわけではないですよ。横並びで
お隣がこうだからという話でもないといえはない話だからいいのですけれども、出そうとされ
ている方があってならないように早目にやっていただいて、前もってそういう形で対応して
いただけるような周知期間の確保だけお願いしておきたいですね。

具体的に何日繰り上げる予定なのですか。事務局の腹づもりで。事務局の腹づもりとして、
今、一般質問の締めの日だからあれでしょう、議運の前日の夕方5時になってでしょう、こ

れを幾日前へ倒したいということなのか。

委員長 玉井主幹、お願いします。

議会事務局主幹 できれば1日ぐらい余裕をいただきたいというのが本音です。どうしても急がなく
てはいけない請願とかというのは、物によってはあると思うのですね。3カ月後に送ってし
まうと用が足りないような、そういったものについては柔軟性を持たせて、原則1日手前、
議運の1日手前まで受け付けをさせていただいて、それは請願者にもそういうお話を、原則
1日手前をお願いしますよと。ただ、どうしてもこの議会でないと間に合わないというよう
なものであれば、私どももそれは対応させていただきたいと思います。この議会に上程する
のは議会運営委員会の1日前のこの日ですよという周知はさせていただきたいとは思って
ますが、ですけれども、それをどうしても越えてしまった場合にも、それは柔軟な対応をして
実施させていただきたいとは思っております。ただ、周知は、前にやらせていただければ少
し余裕ができるので、そこをお守りいただける請願については、1日余裕ができるというこ
とで、事務的にもちょっと助かるかなという形で周知をさせていただければと思うのですけ
れども。

委員長 山本委員。

山本委員 おおむね理解しましたので、皆さんの合意がそれだったらそれでいいですけれども、ただ
あの人の請願は待ってくれたけれども私の請願は待ってくれないのかという話になったらそ
れは大変なことになってしまうので、例示で結構だから、場合分けをきちっと決めておかれ
るべきだろうなという、例示で結構ですから、最終的には議長の事務統理権の部分で受ける
かどうかというのをお決めになるのだろうけれども、例示としてこういう場合にはそういう
こともあるというぐらいのことは決めておいたほうが多分、いざというときにけんかになら
ぬだろうなという部分は思うので、その分の例示の整理はされた上で周知期間をとって進め
てください。それで結構だと思います。

〔(済みません。ちょっと確認)と言う人あり〕

委員長 金澤委員。

金澤委員 例えば今度の12月議会の議運は、11月21日の月曜日なのですよ。その前日の午後5時と
いう書き方になっているのか、それとも営業日換算というのかな、市役所の開庁日換算の1
日前という書き方になっているのか。今後3連休などとか含めて連休が重なるケースが多い
ので、そこらについての定義もしっかりとしておいたほうがいいのではないかなというふう
に思います。

委員長 玉井主幹。

1日手前というのは、中1日という意味なのか、その辺のところははっきりわからないの
で。

議会事務局主幹 現状は、申し合わせによりまして、請願の提出は議会運営委員会開催日の前日までとするということです。これは申し合わせですので、常識的に考えて、開庁日を基本としていると思うのです。ただ、インターネットでの周知の方法については、今はっきりここで申し上げることはできないのですけれども、基本的には開庁日を事務局としては想定はしているのですが、それがどういうふうに取り扱われているかというのはちょっと、当然持ってこられても閉庁日は事務局だれもいないので、そこでおしかりを受けるかもしれないですけれども、物理的に受け付けられないという結果になると思います。今ご指摘をいただきましたので、その辺も改めて確認させていただきたいとは思っています。

委員長 金澤委員。

金澤委員 今の部分の前日という書き方の、今後申し合わせ事項の見直しありますよね、そういうところで、せっかく見直すのだから、きちんと定義含めてやっていければなというふうに、言っていたらなというふうに思います。

以上です。

委員長 ちょっと確認なのですが、前日ではなくて、前々日ということだよ。中1日を置くということでもいいんだよ。1日前ということは。

きょうのところは、この辺でいいですか。そろそろ時間のほうもきたので、一応今のあれが決まったところで……

〔(あれがか) という人あり〕

委員長 済みません。請願の提出時期については、中1日を置いて、その前の日の午後5時まで。

〔(前々日) という人あり〕

委員長 前々日。休日を除くとかなんとか。何かその辺のところをちょっとやっていただきたいと

思います。

一応そういうふうなことで決定させていただきまして、きょうのところは……

〔(いつからするの。10月からやっちゃうんでしょ、これ) と言

う人あり〕

委員長 いえ。これはこの委員会で決まっただけで、まだ申し合わせ事項ですから、代表者会議とかいろいろ、話してからでないで決まっただけから。今のところは現行どおりということ

でね。当委員会としては決定させていただきたいと

思います。

次に、その他ですが、何かありますでしょうか。

金澤委員 私の考えでは、今せっかくこうやっていろいろと項目並んでいますけれども、その中以外に、例えばタイムリーな話とか思いついたものがあれば、追加提出していただくことは可能だと思っているのですけれども。例えば今個人的に思っているのは、例の九州のほうの、ち

よつと妙な市長が出て、議長のほうが開会してほしいくても全然首長のほうが議会開いていただけなかったとか、あとは専決権どんどん行使するとかありましたよね。あれについても入間市議会としても、そういう事例があったわけですから、別問題、基本的に議長が議会を開けるという権限についても今後審議していくべきだとかという、一つ例なのですけれども、そういう意味で、追加の提出はオーケーということで認識しているのですけれども、よろしいですね。

委員長 その辺のところはどうでしょうか。

横田委員。

横田委員 追加は、これだけボリュームあるから、順番どうするかというのもあると。追加することは問題はないと思うのですけれども、今これ聞いて、これ順番、一応あるではないですか。だから後回しという形をとるしかないのかな、例えば追加するとしてね。

委員長 金澤委員。

金澤委員 だから要するに、例えば新しくうちの会派なら会派で追加提案させていただきますと皆さんに諮りますよね。そうすると、その時点で取り上げるか取り上げないかをまず皆さんで一回決めますよね。取り上げるなら取り上げるでも、では後回しにするのか、いい話だなと、急ぐ話だねということで途中に入れていただくのか、それも含めて皆さんで審議していただくという認識でいるのです。途中なのだからでも一番頭に入れろとかということではなくて、取り上げるか取り上げないか、その審査の順番についても皆さんに決めていただくと。それも含めてありますよねということを皆さんに確認させていただいているのですけれども。

委員長 今のところだと、それはちょっと待ってという感じの内容ではないのかなという感じはするのですけれども。皆さん、ちょっと一回考えてきていただいて。急にここで結論出さないで。どんな内容があるか、ちょっとわかりませんし、あれなのですけれども。そういうふうなこともあるということで。ちょっと話が出たということで。

そういうことで各会派で、今そういうふうな提案がありましたので、検討していただいて、これも検討事項ということでよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、その他ということで何か事務局からありますか。

玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほど議長の関係で、狭山市さんはやっていないような。訂正をさせて……

〔(交代の話) と言う人あり〕

議会事務局主幹 はい。ホームページを見る限りでは。訂正させていただきたいと思います。

狭山市さんは、先ほどやっているように申し上げたとは思いますが、ホームページを見る限りでは、会議録を見る限りでは、やられていないような状況でございました。

続いて、事務連絡で、次回の日程なのですけれども、今回は12回目となりまして、11月8

日火曜日午前9時30分から第1委員会室ということで、これは既にご決定いただいている内容でございます。

以上です。

△ 閉会の宣告（午後 4時38分）

委員長 それでは、11月8日またお元気でお集まりいただきますようあれして、閉会といたします。
ご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲